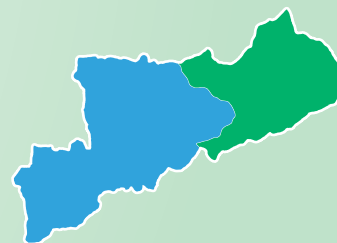


合併協議会だより



発行責任者：広見町・日吉村合併協議会 会長 山本雅之

編集：広見町・日吉村合併協議会事務局
広見町大字近永800番地 1

新町議会議員の定数は

16人と確認

第四回協議会

第四回協議会は四月七日、日吉村住民センターで午後二時開会し、報告一件、継続協議二件、新規協議八件を協議しました。

報告第十三号の新町名候補選定小委員会報告については、募集チラシを二町村に配布し、四月二十五日まで募集する旨を、事務局から報告しました。継続協議となっていた「町村議会議員の任期及び定数の取扱い」「各種事務事業（管財業務）」の二件と、新規協議八件はすべて、原案どおり確認しました。

確認された協議案

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて

一 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一

項第一号の規定を適用し、平成十七年四月三十日まで引き続き新町の議会議員として在任する。

- 二 新町議会議員の定数は、十六人とする。
- 三 選挙区については、一選挙区とする。
- 四 新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

各種事務事業（管財業務）の取扱いについて

- 一 契約制度については、新町において規則、要綱等を制定する。
- 二 各契約については、現行のまま新町に引き継ぎ随時調整する。

各種事務事業（財政業務）の取扱いについて

財政業務については、新町において安定した予算編成が行えるよう、財源の確保に努めるとも

に、経常経費、投資的経費のバランスのとれた財政運営を心がけ、地方分権の時代にも対応できる健全な財政運営に努める。

各種事務事業（総務人事業務）の取扱いについて

- 一 情報公開制度については、合併時に統一する。
- 二 地縁団体については、広見町の例により新たに制度を定める。
- 三 嘱託職員、臨時職員、パート職員については、各部署、施設等の組織編成に併せて調整する。
- 四 その他の総務、人事にかかる業務については、合併時に統一する。

各種事務事業（防災交通業務）の取扱いについて

- 一 消防施設の整備については、広見町の例により、新町移行後、事業内容、補助率などの調整を図る。
- 二 防災行政無線については、新町に移行後もしばらくの間は現行機器を使用し、耐用年数

等を考慮しながら調整を図る。

- 三 防犯灯設置については、広見町の例により設置し、維持管理については地元負担とする。
- 四 地域防災計画については、新町移行後新たに策定する。
- 五 交通安全指導員については、新町に移行後、速やかに調整する。
- 六 交通安全施設については、広見町の例による。

各種事務事業（出納業務）の取扱いについて

- 一 指定金融機関は、えひめ南農業協同組合とする。
- 二 指定代理金融機関は、現行のまま新町に引き継ぐ。
- 三 現在指定されている郵便局については、収納代理金融機関として新町に引き継ぐ。
- 四 その他の出納業務については、原則として現行どおりとし、随時調整を図るものとする。

各種事務事業（地籍調査業務）の取扱いについて

地籍調査業務については、現行のまま新町に移行し、新町において統合を行う。

各種事務事業（農政業務）の取扱いについて

- 一 農業振興地域整備計画については、新町において新たに策定する。
- 二 生産調整事業については、制度により新町において調整を行う。
- 三 特産品開発については、現在の特産品を引き継ぐとともに、新町において統一した特産品の開発を行う。
- 四 青空市、物産販売所については、現行のまま新町に引き継ぎ、随時調整を行う。
- 五 肉用牛導入事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- 六 各種事業補助については、新町移行後一体性の確保を確立するため、各事業補助内容を精査し、新町において統一をする。
- 七 中山間直接支払事業

については、五年間の時限的事業であるが、日吉村の単独補助金は補助金の公平性の原則から、十七年度分は廃止する。

各種事務事業（用地業務）の取扱いについて

道路及び公共用地の取得については、新町に移行後、速やかに調整する。

各種事務事業（人権業務）の取扱いについて

- 一 人権対策事業に関しては、人権教育及び人権啓発に関する法律に則って、人権教育業務と連携をとり、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とする研修、情報提供、広報活動等の啓発事業について、全町的に推進する。
- 二 人権条例については、人権教育及び人権啓発に関する法律に則って、新町において新たに制定する。
- 三 貸付事業は、償還に關する業務について、現行のまま新町に引き継ぐ。

新町の町長及び町議会議員の選挙等スケジュール

内 訳	4月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
協議会	「町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて」の調整案を確認	協議会解散	平成十七年 一月一日合併				
新町長		合併までに二町村長が協議し新町町長職務執行者を決定する	合併後五十日以内に選挙	新町長の誕生	新町長による職務の執行		
新町議会議員			在任期間（4月30日まで）			議会議員の選挙	新町での定数が十六人の議会が発足
			2町村の議員（広見町18人・日吉村10人）全員が在任する				

合併協議状況一覧表

H16.4.7現在

確認済事項

継続協議事項

		提案日	確認日			提案日	確認日
基本的協議項目				その他（各種事務事業の取扱い）			
1	合併の方式	第1回 平成16年1月15日	第1回 平成16年1月15日	22-9	税務業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
2	合併の時期	第1回 平成16年1月15日	第1回 平成16年1月15日	22-10	出納業務	第4回 平成16年4月7日	第4回 平成16年4月7日
3	新町の名称	第2回 平成16年2月5日	継続協議中	22-11	選挙管理委員会業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
4	事務所の位置	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-12	監査委員業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
5	財産の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-13	地籍調査業務	第4回 平成16年4月7日	第4回 平成16年4月7日
特例法に規定されている協議項目				22-14	農政業務	第4回 平成16年4月7日	第4回 平成16年4月7日
6	町村議会議員の任期及び定数の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第4回 平成16年4月7日	22-15	林業業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
7	農業委員会委員の任期及び定数の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-16	農業土木業務		
8	地方税の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-17	水産業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
9	一般職員の身分の取扱い			22-18	商工観光業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
10	地域審議会の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-19	建設業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
11	新町建設計画について	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-20	都市計画業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
その他必要な協議項目				22-21	用地業務	第4回 平成16年4月7日	第4回 平成16年4月7日
12	特別職の身分の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-22	水道業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
13	条例・規則の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-23	農業委員会業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
14	組織及び機構	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-24	下水道業務		
15	一部事務組合の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-25	戸籍住民業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
16	使用料・手数料の取扱い	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日	22-26	国保業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
17	公共的団体等の取扱い			22-27	年金業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
18	補助金、交付金等の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-28	介護保険業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
19	行政連絡機構の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-29	保健業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
20	町字名の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-30	高齢者福祉業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
21	慣行の取扱い	第2回 平成16年2月5日	第2回 平成16年2月5日	22-31	社会福祉業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
その他（各種事務事業の取扱い）				22-32	社会福祉協議会業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
22-1	議会業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日	22-33	児童福祉業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
22-2	企画業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日	22-34	人権業務	第4回 平成16年4月7日	第4回 平成16年4月7日
22-3	広報広聴業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日	22-35	環境衛生業務		
22-4	財政業務	第4回 平成16年4月7日	第4回 平成16年4月7日	22-36	診療所業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
22-5	管財業務	第3回 平成16年3月9日	第4回 平成16年4月7日	22-37	学校教育業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
22-6	総務人事業務	第4回 平成16年4月7日	第4回 平成16年4月7日	22-38	社会教育業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
22-7	防災交通業務	第4回 平成16年4月7日	第4回 平成16年4月7日	22-39	社会体育業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日
22-8	電算業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日	22-40	文化芸術業務	第3回 平成16年3月9日	第3回 平成16年3月9日

Q&A 今の時期になぜ町名を募集するのですか

合併関係市町村は、合併に関する協議が終了したときは、それぞれの議会の議決を経て、知事に對し市町村の廃置分合（合併）の申請を行います。申請書には、次の事項を記載し、関係書類を添付するとともに、合併関係市町村の長の連名により提出します。

【合併申請書の記載事項】

- ・合併の方式
- ・合併の期日
- ・新町の名称及び名称選定の理由

【添付書類】

- ・合併協定書
- ・市町村建設計画
- ・次項についての関係市町村の議会の議決書及び会議録の写し
- 廃置分合について
- 財産処分に関する協議について
- 議会の議員の定数及び在任に関する協議について

○農業委員会の委員の任期等に関する協議書の写し

・財産処分に関する協議書の写し

・議会の議員の定数及び在任に関する協議書の写し

・合併市町村及び合併関係市町村の現況表（人口等、面積等、産業構造、官公署、公共施設等、公営企業、税金、予算額、金融機関、産業、衛生施設、娯楽施設、交通、郵便等）

このように、合併申請書には新町の名称の記載が義務付けられており、申請書提出までには新町の名称が確認されなければなりません。

今回の新町名については、きまほく合併協議会で確認していた「きまほく町」を事務局案として提案しましたが、委員の中から「枠組みが変わったのだから、改めて住民から募集するのがベストではないか」という意見があり、改めて募集することになったものです。

合併協議がすべて終了した後、合併協議会委員立会いのもと合併関係町村長と取り交わされる、「合併協定書」には新町の名称の記載が必要となります。

このことから、合併調印までに町名を決めておくこととなり、広見町・日吉村合併協議会のスケジュールを考えると、この時期に候補選定等の事務を行わなければ、今後のスケジュールに間に合わなくなる可能性があります。

なお、新町の名称は、最終的に総務大臣告示によって効力が発生します。

新町の名称の選定方法

- 公募期間 4月1日から25日まで
- 集計（重複応募等の審査）
- 小委員会委員（8人）が全応募作品の中から各自5作品を選定する
- 委員が選定した作品の中から、小委員会で5候補に絞込む
- 5候補を第5回協議会へ提案する
- 第6回協議会で**新町名を確認する**
- 協議会長が名付け親大賞を抽選（新町名の候補となった作品の応募者の中から大賞1人、名付け親賞8人を抽選する）
- 佳作の抽選（新町名の候補とならなかった残りの4作品それぞれの応募者の中から各1人を抽選する）
- アイデア賞選出（新町名5候補を除く全応募作品の中から小委員会委員が3人を抽選する）
- 協議会で名付け親大賞の表彰

合併に関するお問い合わせは

広見町・日吉村合併協議会事務局

TEL：0895-45-1111（内線400～404）
 FAX：0895-45-3078
 メールアドレス：
 gappei@town.hiromi.ehime.jp
 ※ ご意見等お待ちしております。

第6回協議会

- 《予定》
- 月 日 6月3日(木)
 - 時 間 午後2時
 - 場 所 日吉村住民センター3階ホール

第5回協議会

- 月 日 5月6日(木)
- 時 間 午後2時
- 場 所 広見町民会館3階大会議室